

台湾の文化と法制度

王 志誠*
清水 真人**

目次

I. 台湾文化の起源

1. 文化の趣
2. 台湾における中華文化
3. 日本文化の台湾に対する影響
4. 今日における台湾文化の特徴
 - (1)大陸文化と海洋文化のハブ
 - (2)台湾文化の三つの特色

II. 台湾法制の起源

1. 古来から鄭氏政權時代までの法規範
 - (1)原住民族間における規範
 - (2)オランダ・スペインの台湾支配時期における法規範
 - (3)明朝の鄭氏政權時代における法規範
2. 中国法体系の台湾における確立
3. 日本統治時代に確立した法制度

III. 台湾における現行の法体系

* 台湾国立中正大学法学院教授

** 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授

I. 台湾文化の起源

1. 文化の趣

文化とは常に定義し難い言葉である。それぞれの学派が用いる異なる研究方法および着眼点の違いにより、全く異なる姿を現すからである。大雑把な言い方ではあるが、文化とは、ある集団が認識している世界を構築していく過程であり、また信念の伝達およびそれぞれの価値観に関する取捨選択と判断の結果でもある¹。従って、文化とは土地および民族間の交互の影響、並びに民族間の集団生活によって形成される共同的な規範と密接に係わっているのである。

2. 台湾における中華文化

台湾および中国の淵源は、古くは隋書における琉求国伝の記載にまで遡ることができる。しかし、両国における開発と統治の幕開けは明朝の鄭氏政権によるものとされている。1661年に日本人の血を引く延平王および鄭成功が金門から海を越えて台湾に渡来し²、同地を占拠していたオランダ人を追放した。後に中国の行政編成に基づいてオランダのゼーランジャ城を安平鎮と改名し、軍隊の駐屯および土地の開墾を実施した。鄭氏は清朝政権に対抗するため、自らを漢民族政権の正統であるとし、中華文化における儒教の王道政治理論を定着させ、更に今日の台南に台湾初の学府となる孔子廟を建立した。

1683年に清朝の勅を受け、施琅らが軍を率いて台湾に渡来してきた。そして、鄭軍を撃破した後、台湾は初めて中国の領土に編入された。台湾は豊富な産出物と肥沃な土地に恵まれていたことから、山岳地帯と不毛の地が多い中国大陸の東南沿海地域に住む住民が土地開墾のために大量に移住してきた。特に福建省と廣東省からの移

¹ Allan G. Johnson (成令方/林鶴玲/吳嘉苓翻訳)、「見樹又見林，社會學作為一種生活、實踐與承諾」，群學出版有限公司，2006年10月，第44～76頁。

² 連橫，台灣通史，卷二，建國紀，第33頁。

住民が最も多かったとされている。輔仁大学の尹章義教授によると、康熙帝時代末期に一回目の移民ブームが起き、その数は毎年十数万人にも上った³。

清朝政府は当初、台湾統治には消極的であり、台湾を化外の地と扱っていた。そして、法外の地であったため、移住民の間で武器を使用して紛争を解決しようとする事件が頻発した⁴。出身の異なる移住民らは、民間信仰および宗族を頼りに結束を固めようとし、それにより信仰および宗族間の規範は清朝前期の台湾社会における文化の基礎となっていくた。その他、移民政策に基づく制限により、海路で渡来する移住民には家族の帯同が許されなかったため、移住民の男性と平埔族の女性との通婚が進むことになった。しかし、平埔族は漢族との衝突が続いたため、その勢力は次第に弱まり、消滅していくた。また、両族の通婚により、外見上漢人との見分けがつきにくいほど融合が深まっていくた。

清朝統治時代の後期に入ると、台湾省が設置され、西洋の物質文明が積極的に取り入れられるようになり、更に台湾は通商港として開港された。それにより、台湾は再び世界の表舞台へと踊り出し、日本の三井物産株式会社(Mitsui & Co.)等の外国企業が台湾に拠点を構えるほどの活況を呈した⁵。

その後、台湾と中国の関係は1894年に中国が日清戦争（中日甲午戦争）で敗北を喫したことにより、突然終焉を迎えた。日本が第二次世界大戦で降伏した後、台湾は再び中華民国の領土となった。

1949年に中華民国政府が国共内戦に敗北し、台湾に撤退した。その後、台湾の文化は中国に対する長期間にわたる軍事的な対抗によ

³ 張策甫, 渡台悲歌——頁移民史, 遠見雜誌 56 期, 1991 年 2 月。URL : http://www.gvm.com.tw/Boardcontent_3784.html (last visited on December 2, 2015)。

⁴ 王泰升、薛化元、黃世杰, 追尋台灣法律的足跡, 五南圖書出版公司, 2006 年, 第 44 頁。

⁵ 李佩真, 依附抑合作? 清末台灣南部口岸買辦商人雙重角色 (1860-1895), 台灣史研究第 20 卷第 2 期, 2013 年 6 月, 第 38 頁。

り、次第に中国社会のものとかげ離れるようになった。中華民国政府とともに中国各省から台湾に移住してきた百五十万人もの軍人および人民は、各省の異なる風俗や文化を台湾の社会に持ち込んだほか、勤勉と節約を励行した生活から、独自の「眷村文化」（＝小規模移民村の文化）を形成していった。中華民国政府の復興基地という位置づけによって、戒厳令が敷かれていた頃の台湾の政治環境は軍事的支配により保守的になっていた。しかしながら、その後の経済建設計画の実施および世界的な動向と相まって、経済面において世界に誇る「台湾の奇跡」を作り出したのである。

人民の生活が豊かになるにつれ、政治改革を求める風潮もますます強まっていった。台湾政府は1987年に38年間という長きにわたった戒厳令を解除し、そして1990年に動員戡乱時期を終了したことで、台湾地区の法治はそれ以来ようやく正常化へと進み始めた。台湾社会もそれを契機に、如何にして多元的な思考および視点を受け入れ、かつそれらの知恵を凝縮し、開花させるかを学び始めた。

3. 日本文化の台湾に対する影響

台湾は下関条約の調印によって日本の領土となった。台湾は日本が初めて海外で獲得した植民地であった。西欧諸国に対して日本は先進国と同等な統治力を有することを裏付けるために、台湾の管轄に対して常に小心翼翼とした姿勢をとっていた。当時の伊藤博文首相は内閣に台湾事務局を設置した。同局の委員を務めていた原敬が提出した『台湾問題の処理方案』には台湾を日本本土と同様に扱おうとする動きがあったが、両地の民情が乖離していることを考慮し、台湾を同化する前に、総督府に相当な権限を授与し、台湾における植民地統治の体制を確立させた⁶。

⁶ 張炎憲，日據時代初期日本對台灣的經營，中央研究院人文社會科學研究所第四次社會科學研討會論文集，第3頁 URL：
<http://www.rcss.sinica.edu.tw/pub/riki.php?CID=1&id=%E7%AC%AC%E5%9B%9B>

日本政府の統治下で、台湾に州・庁を設ける地方制度が設置された。更に警察制度および保甲制度の運用に合わせ、政府は地方に対して厳重な監視と管理ネットワークを張り巡らすことができた。警察制度の実施は、台湾地区の治安を維持するだけでなく、政令の周知宣伝と政策執行を担う役割も果たした。

台湾統治の開始当初から民政長官の後藤新平が意欲的に人口、田畑、風俗や旧慣を含む諸調査を実施した。これらの調査結果は総督府の台湾統治における各政策の立案に役立った⁷。

日本統治時代の後期においては、太平洋戦争の勃発および南進政策の推進により、台湾で皇民化運動が展開された。それは、台湾人に民族的アイデンティティを新しく植え付け、全島民が大日本帝国のために滅私奉公するように求める運動であった。皇民化運動の展開に伴い、台湾総督府は台湾人に対して日本姓への改名、国語（日本語）の使用、和服の着用および神道の受け入れを強要した。更に、様々な奉公会を結成して組織に溶け込ませることによって、日本人としての意識を植え付け、身をもって実践することを強調した。これらは言わば、台湾人に大日本帝国への忠誠を尽くさせるという企てであった。

このように皇民化運動を強く推進したにもかかわらず、台湾文化の本質を台湾人から取り除くことはできなかった。しかし、知らず知らずのうちに台湾人は日本文化の特性を吸収し取り込んでいった。台湾の各種族を見ると、日本統治時代に生まれた世代は、清朝政権との接触が全くなかったため、皇民化運動による影響をかなり受けた。その後、台湾は日本の敗戦により再び中華民国の領土となり、台湾文化と中国文化とのぶつかり合いが再度始まったのである。

[%E6%AC%A1%E7%A4%BE%E6%9C%83%E7%A7%91%E5%AD%B8%E7%A0%94%E8%A8%8E%E6%9C%83%E8%AB%96%E6%96%87%E9%9B%86](#) (last visited on September 18, 2015)。

⁷ 同前註，第5頁。

4. 今日における台湾文化の特徴

(1)大陸文化と海洋文化のハブ

李登輝元総統は、1996年5月20日の総統就任演説⁸において次のように述べた。すなわち、「台湾は中国大陸文化と海洋文化のハブに位置しており、ここ数十年で時局の変化により、十分に固有の文化と伝統を守ってきただけでなく、西洋の民主、科学および現代の産業社会文化にも広く接してきた。」と言及したのである。李筱峰の見解によると、大陸文化の性格とは、中華文化の道統における安定的かつ静態的な社会様式のことである。また、海洋文化の性格とは、流動性、開放性、多元性といった特性を持つことである⁹。従って、台湾文化の起源を探ろうとすれば、必然的に地理的な位置付けに言及しなければならない。

台湾はユーラシア大陸の東南に位置し、太平洋に面している。北は日本諸島、南はフィリピン諸島に隣接している。東アジア島弧の中央に位置し、地理的に中継地点として、海上を往来する際に必ず通過する場所である。そのため、海という天然の要塞があるにもかかわらず、台湾には多様な文化の波が押し寄せてくる。海に囲まれた島でありながら、信憑性のある史書に記載される以前に、台湾にはすでに南洋諸島の先住民族が定住していたとされている。しかし、今日の文化が単一のものではなく、多彩な顔を持ち、絢爛たる光を放っているのは、潮の満ち引きのように様々な民族が往来を繰り返してきたからであろう。彼らは苦勞に苦勞を重ね、この島を開拓していく過程で、互いに協力と競争を繰り返してきた。こうして様々な民族が何世代にもわたって往来を繰り返す中で、今日の台湾文化として融合されていったのである。

⁸ 中華民国第9代の大統領就任演説全文参照。

⁹ 李筱峰, 台湾歴史與文化的特色, 台湾文獻 52 卷第 4 期, 2001 年 12 月, 第 1~5 頁。

海を越えて渡来した民族の中で、中国からの移住民による影響が台湾文化の形成にとって最も大きかった。今日、台湾人は中華文化の先駆者であることを自負しているだけではない。台湾政府は更に重要な施政方針の一つとして、台湾の特徴を有する中華文化を発展させることに意気込んでいる¹⁰。

(2) 台湾文化の三つの特色

四百年來、台湾という土地は常に惜しみなく次々とやって来る移住民を受け入れながら、我々と我々の子孫を育み庇護してきた。安定した暮らしができる環境を提供しながらも、険しい山並みと雄大な海が我々の心を充実させ、鍛えてくれた。我々が継承してきた様々な歴史と文化は、この土地に受け継がれていくだけでなく、更に新しい変貌を遂げ、より豊かで多角的な人文風景がつけられていくのである¹¹。

今日の台湾において、地方文化にせよ、庶民文化や洗練された文化にせよ、それらはすべて台湾の全体的な文化を構成する一部の要素である。このような特殊な歴史的背景と地理的事情があったからこそ、最も豊かで多様な文化的要素が生み出されてきたのである¹²。

先人の後を受け、新しく発展する端緒を開くに際し、台湾文化には以下の三つの特徴が備わっていると言えるであろう。

- (i) 公民には台湾文化の素養が非常に根付いている。
- (ii) 伝統文化の保護が非常に行き届いている。
- (iii) 伝統と現代のつながりと転換が非常に綿密に行われている¹³。

¹⁰ 中華民国総統府のホームページを参照。URL : <http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=1070> (last visited on September 18, 2015)。

¹¹ 中華民国第12代の大統領就任演説全文参照。

¹² 中華民国第10代の大統領就任演説全文参照。

¹³ 中華民国第13代の大統領就任演説全文参照。

台湾の貴重な文化財およびしっかりと根付いている人文的素養が台湾精神そのものである。台湾という土地に暮らす人々は、互いに手を取り合い切り開いてきた土地に対する所属感と共通の記憶を通じて、民族および血縁、さらには言葉の壁を超え、この素晴らしい台湾文化を開花させてきたのである¹⁴。

II. 台湾法制の起源

1. 古来から鄭氏政権時代までの法規範

(1) 原住民族間における規範

台湾の原住民族は文字による成文規範を有していなかったが、彼らが社会生活を営む上で全員が認識する規範を多少なりとも有していた。さらに、それらの規範の強制力が権威的機関によって確保されていたことから、法規と似たような拘束力を持っていたと考えられる¹⁵。原住民族の規範とは、神を敬い先祖を崇めることを中核としており、習慣や風俗、禁忌等を通じて人々を先祖が培ってきた経験に従わせ、変化の乏しい社会に対応させることを目的とするものであった。この類の規範の特性は、それらに違反すれば非人為的な害悪が多数発生するということにあり、その運用は、神判という性質を持たせた宣誓を通じて、違反行為は不幸な結末を招くことを示すことで行われた¹⁶。

(2) オランダ・スペインの台湾支配時期における法規範

オランダの東インド会社は1624年に台湾に貿易拠点を設立し、一部の原住民族の集落を征服した後、原住民族と条約を強引に締結させ、台湾をオランダの領土に編入した。オランダ人は原住民族を支

¹⁴ 中華民国第11代の大統領就任演説全文参照。

¹⁵ 王泰升, 台湾法律史概論, 元照出版有限公司, 2001年7月, 第20頁。

¹⁶ 王泰升, 在法學與國家法中看見原住民族法律, 政大法學評論第134期, 2013年9月, 第5頁。

配の対象とし、各集落で選出された長老たちに集落の統括管理を委ね、かつ台湾で王田制度を施行した。さらに、オランダ人は西洋の法律を導入し、大員（現在の台南）に所在した政府内に審判を所掌する裁判所（the Court of Justice）を設立した。当該裁判所はオランダ人同士の法的係争、オランダ人への殺傷事件、並びに政府に反抗する等の重大な案件の審理を司り、そこで適用される法規範はオランダ法または東インド会社の法令であった。

スペインも1626年に先占理論に拠り台湾北部を占領していたが、1642年にオランダに駆逐され、その領有権はオランダの手に渡った¹⁷。

（3）明朝の鄭氏政權時代における法規範

明朝の鄭氏政權は中国の法律を台湾に導入し、かつ明朝の政府体系を真似て、中央には吏・戸・礼・兵・刑・工の六部から成る政府組織を設立し、地方には郡県制を導入した。

2. 中国法体系の台湾における確立

中国の伝統的な社会秩序は、政府が制定した成文法および人民間の慣習（不文法）を基に確立したものである¹⁸。清朝の台湾に対する政權統治によって、伝統的な中国法制が台湾に定着するに至った。中国人の大量移住に伴う習慣の普及のほか、台湾が清帝国の領土に編入されたことによって、清帝国が制定した法典が適用できるようになった。

清帝国の成文法の主な法源には以下のようなものが存在した。すなわち、（1）清律とその附則（刑典を中心とする）、（2）清会典とその事例（行政組織およびその権限と責任を主とする）、（3）六部則例および福建省例、（4）特定の事件について皇帝が下した諭および

¹⁷ 王泰升，同註 15，第 26 頁。

¹⁸ 戴炎輝，中國法制史，三民書局，1995 年 2 月，第 173 頁。

び旨などを挙げるができる。さらに、各機関が皇帝に奏請し批准された題准および奏准、各官署から軍民への示諭などもあった¹⁹。

司法審理と裁判については、案件の内容および軽重に基づき異なる階級の行政官員が裁判官を兼任し、審理を行い判決を下した。死刑に係るような案件であれば、まず州と県による尋問及び判決を受け、その案件の公文書を総督と巡撫に上呈し、審査に附すとともに、中央機関に送付した。そして、三法司（刑部、都察院および大理寺）は再審を行い、内閣大学士の意見を受けた後、皇帝に最終的な裁可を仰いでいた²⁰。

伝統的な中国法には独立した民法典がなく、財産に関わる刑罰制度のようなものが存在するに過ぎなかった。その原因は、伝統的な中国法には権利という概念が存在しなかったことにある。そのため、一般の民事紛争を巡っては、往々にして民間の慣習を頼りに拘束をかけ、かつ宗族などの組織の力を借りて争いを収めようとする傾向が見られた。

3. 日本統治時代に確立した法制度

明治維新によって全面的な西洋化を図った日本は、日清戦争で獲得した台湾に西洋の法制度を適用させ、それが今日の台湾の法制度の礎となった。

司法体系については、1895（明治28）年10月7日に台湾総督府により台湾総督府法院²¹という裁判所が設置された。その裁判所は判官と呼ばれる裁判官によって構成され、民事と刑事の訴訟案件の審判を所掌し、検察官による（後に検察局と改名された）刑事事件の訴追

¹⁹ 王泰升、同註 15、第 58 頁。

²⁰ 王泰升、同註 15、第 73 頁。

²¹ 本質上は軍事法院であったため、明治憲法において使用される裁判所という名称が採用されなかった。翌年 1896 年に一般法院へと改名された後も、その名称がそのまま用いられていた。

が行われていた。1896年に設立された当初は、三級三審制が採用されており、第一審、控訴審、上告審といった審級を定め、なおかつそれに対応する地方裁判所覆審裁判所および高等裁判所が設けられた。この審級制度はその後多くの改正を経て、現在ではすでに日本の四級三審制と同様のものとなっている²²。

日本統治の初期には、現代の法律を専門とする人材が台湾にはいなかったため、法律関係職は日本人が担っていた。1910年代後半になると、法律を学ぶために、台湾人の日本への留学が始まった。1919（大正8）年に蔡清耀氏は台湾で開業した初の台湾人弁護士となった。同氏は1931（昭和6）年に初の台湾人裁判官となったことで知られている²³。

法律の適用に関しては、日本統治初期の時代は日本本土の法律を台湾の法規範としてそのまま適用したわけではなく、民事と刑事の訴訟手続を取り扱う特別法が発布された。それは現代の西洋法の原型を備えていたが、台湾の特殊事情に対応していなかったため裁判官の職権が大きく認められており、それにより当事者の法的手続における権益が縮小されることがしばしばであった²⁴。

加えて、清朝政権の統治下の台湾は、民事事件を処理するための根拠として慣習や法理を用いる傾向があったため、日本統治の初期においても同様に、慣習や法理を争いの解決基準として扱う傾向が見られた。それに対し、総督府は台湾の旧慣について調査に乗り出した。1901（明治34）年に法学博士の岡松参太郎は総督府の臨時台湾旧慣調査会の業務を委ねられ、台湾における風習や旧慣の調査に着手し、かつ法的確信を有する慣習についての研究を重ねた。その調査結果は台湾私法13冊とその付録参考書7冊に纏められ出版された。

²² 王泰升、薛化元、黄世杰，同註4，第74頁。

²³ 王泰升、薛化元、黄世杰，同註4，第76頁。

²⁴ 王泰升、薛化元、黄世杰，同註4，第94～97頁。

岡松は台湾の旧慣調査を行った後、台湾民法典の起草にも取り掛かった。西洋の法概念および法理論を取り入れ、かつ台湾固有の事情を踏まえた近代的な法典を起草したにもかかわらず、その後の内地延長主義により、同法典が施行されることはなかった²⁵。

台湾における日本統治も20年を越えると、台湾に対する政策および法制度は次第に同化政策へと傾き、ついに内地延長主義が採用されるようになった。1921（大正10）年3月15日に発布された「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（翌年の1月1日に法三号が施行）では、法律の全部または一部を台湾において施行する必要があるものについて勅令で定めることとされた。その後、1922年に「台湾における民事法律の施行」に関する勅令第406号を発布し、日本の民法、商法、民事訴訟法、商法施行条例、家資分散法、民法施行法、人事訴訟手続法、非訟事件手続法、競売法、不動産登記法、商法施行法等を直接台湾において施行することになった。このような近代型の法制度の施行により、日本統治前期における中国的な色合いを帯びていた法令は一掃され、台湾の法体系は欧州型へと歩み始めた。

Ⅲ. 台湾における現行の法体系

台湾は現在、中華民国法を採用しており、憲政上は五権分立で成り立っている。五権分立とは西洋従来行政、立法、司法という三権分立から、考試、監察の治権を独立させたものであり、行政機関による公私濫用および立法機関による独断専行を避けるために、孫文が打ち出した独創的な見解である。

立法院は様々な法律の制定を所掌し、かつ規制対象となる分野の重要性²⁶に基づいて行政機関に法規命令の制定権限を与える。また、

²⁵ 王泰升、薛化元、黄世杰，同註4，第90頁。

²⁶ 司法院大法官第443號解釋理由書。

大法官の解釈は、全国各級機関および人民に制限を課す役割を果たすことから²⁷、法源とされている。

司法院は台湾の最高審判機関であり、かつ最高司法行政機関である²⁸。司法院は院長と副院長を含む大法官15名から構成され、憲法の解釈、違憲を理由とする政党の解散、並びに総統と副総統の弾劾を所掌する。

また、司法院の下には最高法院を頂点とする普通法院の系統と、最高行政法院を頂点とする行政法院の系統がある。さらに、公務員懲戒委員会が設けられ、公務員の懲戒を所掌している。

台湾では公法および私法という二元的司法制度が施行されているため、様々な司法案件を審理する行政裁判所および普通裁判所が設置されている。そのうち行政訴訟制度は三級二審制が採用されており、案件の種類によっては、第一審裁判所の所管へと振り分けられることがある。普通裁判所では、三級三審制が採用されており、案件の性質に応じて民事裁判所または刑事裁判所に振り分けられる。

※本稿は、2014年12月15日に台湾国立中正大学において王教授が徳島大学の学生に対して行った講義に基づいて作成された。本稿の基となった資料は王教授ご自身が日本語で作成され、講義自体も日本語で行われた。

今回の台湾訪問は、台湾の文化と法制度について理解を深める重要な機会となった。ご多忙な中、我々の訪問を受け入れてくださった国立中正大学の先生方、スタッフの方々に深く感謝申し上げたい。(清水真人)

²⁷ 司法院大法官第 185 號解釋文。

²⁸ 司法院大法官第 530 號解釋文。

